

○	災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）（抄）	1
○	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）	3
○	※災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和七年法律第五十一号）による改正後のもの	
○	地方交付税法（昭和三十五年法律第二百一十一号）（抄）	5
○	地方税法（昭和三十五年法律第二百二十六号）（抄）	11
○	地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）（抄）	11
○	災害救助法施行令（昭和三十二年政令第二百二十五号）（抄）	11
○	災害救助法（昭和三十二年法律第一百八十八号）（抄）	12
○	※災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和七年法律第五十一号）による改正後のもの	
○	児童福祉法（昭和三十二年法律第六十四号）（抄）	14
○	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）（抄）	14
○	職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（抄）	14
○	国家公務員法（昭和三十二年法律第二百二十号）（抄）	19
○	国家行政組織法（昭和三十二年法律第二百二十号）（抄）	19
○	内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）	20
○	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）（抄）	21
○	日本学術会議法（昭和三十二年法律第二百一十一号）（抄）	22

○ 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）（抄）

（中央防災会議の委員及び専門委員）

第三条 中央防災会議の委員（以下この条及び次条において「委員」という。）の定数は、二十七人以内とする。  
2 5 （略）

（指定行政機関の長等による応急措置の代行）

第三十三条の六 （略）

2 法第七十八条の二第一項の規定による市町村長の事務の代行をした指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、当該市町村がその大部分の事務を行うことができることとなつたと認めるときは、速やかに、当該代行に係る事務を当該市町村長に引き継がなければならない。  
3 （略）

（実費弁償の基準）

第三十五条 法第八十二条第三項の政令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第四条第一号から第四号までに掲げる医師その他の者（以下この条において「医師等」という。）に対しては、応急措置の業務（以下この条において「業務」という。）に従事した時間に応じ、手当を支給するものとする。

二 5 四 （略）

五 災害救助法施行令第四条第五号から第十号までに掲げる業者及びその従業者に対する実費弁償は、当該業務に従事するため通常要する費用を当該業者に支給して行うものとする。

（政令で定める地方公共団体等）

第四十三条 法第二条第一項の政令で定める地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する地方公共団体で、同項第一号の徴収金の減免の額と同項第二号の災害予防、災害応急対策又は災害復旧に通常要する費用の額との合計額が、都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市（以下この項において「指定都市」という。）にあつては一千万円、指定都市以外の市で人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる人口調査の結果による人口によるものとし、当該公示の人口調査期日以後において市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における当該市の人口は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十七条の規定により都道府県知事の公示した人口によるものとする。以下この項において同じ。）三十万人以上のものにあつては五百万円、人口三十万人未満十万人以上の市にあつては三百万円、人口十万人未満五十万人以上の市にあつては百五十万円、その他の市及び町村にあつては八十万円を超えるものとする。

一 その年の一月一日から十二月三十一日までに発生した災害につき、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第七条の規定により決定された事業費で激甚災害のため当該地方公共団体が施行する事業に係るもの又は国が施行し、当該地方公共団体が

その費用の一部を負担する事業に係るもの、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）第三条の規定により国が負担する事業費で激甚災害のため当該地方公共団体が施行する事業に係るもの及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第六十九号）第三条の規定により国が補助する事業費で激甚災害のため当該地方公共団体の区域内で施行される事業に係るものの合計額が、当該地方公共団体の標準税収入額に相当する額を超える地方公共団体

- 二 その年の一月一日から十二月三十一日までに発生した激甚災害につき、災害救助法（昭和二十二年法律第一百八号）第四条第一項から第三項までに規定する救助が行われた市町村であつて、当該市町村の区域における救助に要した費用のうち都道府県（同法第二条の二第一項に規定する救助実施市の区域にあつては、当該救助実施市）が支弁したものが当該市町村の標準税収入額の百分の一に相当する額を超えるもの
- 2 前項の標準税収入額は、道府県にあつては、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十条第三項本文の規定により総務大臣が決定した当該年度（災害の発生した日の属する会計年度をいう。）の普通交付税の額（同項ただし書の規定により総務大臣が当該年度（災害の発生した日の属する会計年度をいう。）の算定に用いられた基準財政収入額（同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から当該基準財政収入額の算定基礎となつた地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税に係る額を控除した額とする。）の七十五分の百に相当する額並びに当該基準財政収入額の算定基礎となつた地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税に係る額を控除した額とする。）の七十五分の百に相当する額並びに当該基準財政収入額の算定基礎となつた地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税に係る額の合算額とし、都及び特別区にあつては、これらに準ずるものとして総務省令で定める額とする。
- 3 5 6 (略)

#### 附 則

- 1 (略)
- 2 復興庁が廃止されるまでの間における第三条第一項の規定の適用については、同項中「二十七人」とあるのは、「二十八人」とする。
- 3 国際博覧会推進本部が置かれている間における第三条第一項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条第一項中「二十七人」とあるのは、「二十九人」とする。
- 4 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部が置かれている間における第三条第一項の規定の適用については、前二項の規定にかかわらず、同条第一項中「二十七人」とあるのは、「三十人」とする。
- 5 当分の間、第四十三条第一項の標準税収入額の算定に係る同条第二項の規定の適用については、同項中「」の算定に用いられた基準財政収入額（同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額」とあるのは「」の算定に用いられた基準財政収入額（同法附則第七条の二第一項及び第七条の三第一項の規定の適用がないものとした場合における同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額に当該基準財政収入額の算定基礎となつた分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するもの

とされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。以下この項において同じ。）に係る額を加算した額」と、「地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税」とあるのは「地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金」と、「とし、市町村」とあるのは「から当該基準財政収入額の算定基礎となつた分離課税所得割交付金に係る額を控除した額とし、市町村」と、「額の算定に用いられた基準財政収入額（）」とあるのは「額の算定に用いられた基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項の規定の適用がないものとした場合における）」と、「特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税」とあるのは「特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税、交通安全対策特別交付金及び分離課税所得割交付金」と、「及び自動車重量譲与税」とあるのは「、自動車重量譲与税及び分離課税所得割交付金」とする。

6 平成二十九年及び平成三十年における第四十三条第一項の標準税収入額の算定に係る前項の規定により読み替えられた同条第二項の規定の適用については、同項中「同じ。」とあるのは「同じ。」及び道府県民税所得割臨時交付金（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）附則第五条第七項の規定により指定都市に対し交付するものとされる道府県民税の所得割に係る交付金をいう。以下この項において同じ。）と、「なつた分離課税所得割交付金」とあるのは「なつた分離課税所得割交付金及び道府県民税所得割臨時交付金」と、「及び分離課税所得割交付金」とあるのは「、分離課税所得割交付金及び道府県民税所得割臨時交付金」とする。

○ 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）

※災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和七年法律第 号）による改正後のもの

（中央防災会議の組織）

第十二条（略）

2～9（略）

10 前各項に定めるもののほか、中央防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（応急公用負担等）

第六十四条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下この条において「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、市町村長は、当該工作物等を保管しなければ

ならない。  
3 3 (略)

第六十五条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

2・3 (略)

(都道府県知事の従事命令等)

第七十一条 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第五十条第一項第四号から第九号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害救助法第七条から第十条までの規定の例により、従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用し、又はその職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

2 前項の規定による都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、その一部を市町村長が行うことができる。

(指定行政機関の長等による応急措置の代行)

第七十八条の二 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、法令又は防災計画の定めるところにより、市町村長が第六十四条第一項及び第二項並びに第六十五条第一項の規定により実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。

一 災害の発生により市町村及び当該市町村を包括する都道府県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。

二 災害の発生により施設又は設備に被害が生じ、かつ、市町村長又は都道府県知事による当該施設又は設備に係る応急措置の実施が困難である場合であつて、災害応急対策の円滑な実施のため、当該応急措置を実施する緊急の必要があると認めるとき。

2 (略)

3 第一項の規定による指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

(損失補償等)

第八十二条 (略)

2 (略)

3 都道府県は、第七十一条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償しなければならぬ。

○ 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）（抄）

（基準財政収入額の算定方法）

第十四条 基準財政収入額は、道府県にあつては基準税率をもつて算定した当該道府県の普通税（法定外普通税を除く。）の収入見込額（利子割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の利子割の収入見込額から利子割交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、配当割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の配当割の収入見込額から地方税法第七十一条の四十七の規定により市町村に対し交付するものとされる配当割に係る交付金（以下この項及び第三項において「配当割交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、株式等譲渡所得割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の株式等譲渡所得割の収入見込額から同法第七十一条の六十七の規定により市町村に対し交付するものとされる株式等譲渡所得割に係る交付金（以下この項及び第三項において「株式等譲渡所得割交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、法人の行う事業に対する事業税の収入見込額から当該収入見込額を基礎として同法第七十二条の七十六の規定の例により算定した法人事業税交付金の交付見込額を控除した額とし、地方消費税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の地方消費税の収入見込額から地方消費税交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、ゴルフ場利用税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県のゴルフ場利用税の収入見込額からゴルフ場利用税交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、指定市を包括する道府県の軽油引取税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の軽油引取税の収入見込額から同法第七十五条に相当する額を控除した額とし、環境性能割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の環境性能割の収入見込額から同法第七十七条の六の規定により市町村に対し交付するものとされる環境性能割に係る交付金（以下「環境性能割交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。）の交付見込額の百分の七十五の額、当該道府県の特別法人事業譲与税の収入見込額の百分の七十五の額、当該道府県の地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した当該道府県の国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）第十四条第一項の国有資産等所在都道府県交付金（次項及び第三項において「都道府県交付金」という。）の収入見込額の合算額、市町村にあつては基準税率をもつて算定した当該市町村の普通税（法定外普通税を除く。）及び事業所税の収入見込額（市町村たばこ税の収入見込額については、基準税率をもつて算定した当該市町村の市町村たばこ税の収入見込額から市町村たばこ税都道府県交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。）の交付見込額の百分の七十五の額、当該市町村の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、基準税率をもつて算定した当該市町村の法人事業税交付金の収入見込額、当該市町村の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村のゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、

当該市町村の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した国有資産等所在市町村交付金法第二条第一項の国有資産等所在市町村交付金（以下この条において「市町村交付金」という。）の収入見込額の合算額（指定市については、基準税率をもつて算定した当該指定市の普通税（法定外普通税を除く。）及び事業所税の収入見込額（市町村たばこ税の収入見込額については、基準税率をもつて算定した当該指定市の市町村たばこ税の収入見込額から市町村たばこ税都道府県交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。）、当該指定市の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、基準税率をもつて算定した当該指定市を包括する道府県の法人の行う事業に対する事業税の収入見込額を基礎として地方税法第七十二条の七十六の規定の例により算定した当該指定市の法人事業税交付金の収入見込額、当該指定市の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市のゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の軽油引取税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した当該指定市の市町村交付金の収入見込額の合算額）とする。

2 前項の基準税率は、地方税法第一条第五号に規定する標準税率（標準税率の定めのない地方税については、同法に定める税率とする。）の道府県税にあつては百分の七十五に相当する率（同法第七十二条の二十四の四に規定する課税標準により課する事業税については、当該道府県が同法第七十二条の二十四の七第十項の規定により定める税率を基礎として総務省令で定める率の百分の七十五に相当する率とする。）、市町村税にあつては百分の七十五に相当する率とし、前項の基準率は、都道府県交付金にあつては国有資産等所在市町村交付金法第三条第一項に規定する率の百分の七十五に相当する率、市町村交付金にあつては同項に規定する率の百分の七十五に相当する率とする。

3 第一項の基準財政収入額は、次の表の上欄に掲げる地方団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎により、総務省令で定める方法により、算定するものとする。

道府県の種類	収入の項目	基準税額等の算定の基礎
道府県	一 道府県民税 1 均等割 2 所得割 3 法人税割 4 利子割 5 配当割 6 株式等譲渡所得割 二 事業税 1 個人の行う事業に対する事業	前年度分の均等割の課税の基礎となつた納税義務者数 前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者等の数及び課税標準等の額 当該道府県の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る前年度分の法人税割の課税標準等の額 前年度の利子割の課税標準等の額 前年度の配当割の課税標準等の額 前年度の株式等譲渡所得割の課税標準等の額 前年度分の個人の事業税の課税の基礎となつた課税標準の数値及び納税義務者数

	税
	2 法人の行う事業に対する事業税
	三 地方消費税
	1 譲渡割
	2 貨物割
	四 不動産取得税
	五 道府県たばこ税
	六 ゴルフ場利用税
	七 軽油引取税
	八 自動車税
	1 環境性能割
	2 種別割
	九 鉱区税
	十 固定資産税
	十一 市町村たばこ税都道府県交付金
	十二 特別法人事業譲与税
	十三 地方揮発油譲与税
	当該道府県の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る前年度分の事業税の課税標準等の数値
	前年度の譲渡割の課税標準等の額
	前年度の貨物割の課税標準等の額
	前年度及び前々年度における不動産取得税の課税標準等の額
	前年度の道府県たばこ税の課税標準数量
	当該道府県に所在するゴルフ場の延利用人員
	前年度の軽油引取税に係る課税標準たる数量
	前年度中における当該道府県の区域内に定置場を有した自動車（地方税法第四百四五条第三号に規定する自動車をいう。以下この号において同じ。）の取得件数
	当該道府県の区域内に定置場を有する自動車の台数
	鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第五十九条に規定する鉱業原簿に登録されている鉱区の面積（地方税法附則第十三条に規定する鉱区にあつては、当該鉱区に係る河床の延長）及び日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法（昭和五十三年法律第八十一号）第三十二条に規定する特定鉱業原簿に登録されている共同開発鉱区の面積
	当該道府県の区域内における地方税法第三百四十九条の四に規定する大規模の償却資産又は同法第三百四十九条の五に規定する新設大規模償却資産で同法第七百四十条の規定により当該道府県が固定資産税を課することができるものに係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき額の合計額から同法第三百四十九条の四又は第三百四十九条の五の規定により市町村が課することができる固定資産税の課税標準額を控除した額
	当該道府県が包括する市町村の前年度の市町村たばこ税の課税標準数量等
	前年度の特別法人事業譲与税の譲与額
	前年度の地方揮発油譲与税の譲与額

	<p>十四 石油ガス譲与税</p> <p>十五 自動車重量譲与税</p> <p>十六 航空機燃料譲与税</p> <p>十七 森林環境譲与税</p> <p>十八 都道府県交付金</p>	<p>前年度の石油ガス譲与税の譲与額</p> <p>前年度の自動車重量譲与税の譲与額</p> <p>前年度の航空機燃料譲与税の譲与額</p> <p>前年度の森林環境譲与税の譲与額</p> <p>当該道府県の区域内における国有資産等所在市町村交付金法第五条第一項に規定する大規模の償却資産又は同法第六条第一項に規定する新設大規模償却資産で同法第十四条第一項の規定により当該道府県に都道府県交付金が交付されるべきものに係る当該年度の交付金算定標準額（同法第三条第二項に規定する交付金算定標準額をいう。以下この号において同じ。）の合計額から同法第五条又は第六条の規定により市町村に交付されるべき市町村交付金に係る当該大規模の償却資産又は新設大規模償却資産の交付金算定標準額を控除した額</p>
市町村	<p>一 市町村民税</p> <p>1 均等割</p> <p>2 所得割</p> <p>3 法人税割</p> <p>二 固定資産税</p> <p>1 土地</p> <p>2 家屋</p> <p>3 償却資産</p> <p>三 軽自動車税</p> <p>1 環境性能割</p> <p>2 種別割</p>	<p>前年度分の均等割の課税の基礎となつた納税義務者数</p> <p>前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者等の数及び課税標準等の額</p> <p>当該市町村の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る前年度分の法人税割の課税標準等の額</p> <p>当該市町村における土地の地目ごとの一平方メートル当たりの平均価格及びその地積</p> <p>当該市町村における家屋の一平方メートル当たりの平均価格及び床面積</p> <p>(1) 地方税法第三百八十九条の規定により総務大臣又は都道府県知事が価格を決定し、決定した価格を配分するもの</p> <p>当該配分額</p> <p>(2) その他の償却資産</p> <p>当該市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき額</p> <p>前年度中における当該市町村の区域内に定置場を有した三輪以上の地方税法第四百四十二条第五号に規定する軽自動車の取得件数</p> <p>当該市町村の区域内に定置場を有する地方税法第四百四十二条第三号に規定する軽自動車等の種類別の台数</p>

	<p>四 市町村たばこ税 五 鉱産税 六 特別土地保有税 七 事業所税</p> <p>八 利子割交付金 九 配当割交付金 十 株式等譲渡所得割交付金 十一 法人事業税交付金</p> <p>十二 地方消費税交付金 十三 ゴルフ場利用税交付金 十四 軽油引取税交付金 十五 環境性能割交付金 十六 地方揮発油譲与税 十七 特別とん譲与税 十八 石油ガス譲与税 十九 自動車重量譲与税 二十 航空機燃料譲与税 二十一 森林環境譲与税 二十二 市町村交付金</p>	<p>前年度の市町村たばこ税の課税標準数量 鉱物の生産量及び山元価格 前年度における特別土地保有税の課税標準額 前年度における事業所税の課税標準額（当該年度において新たに事業所税を課することとなる市にあつては、当該年度における事業所税の課税標準となるべき事業所床面積及び従業者給与総額） 前年度の利子割交付金の交付額 前年度の配当割交付金の交付額 前年度の株式等譲渡所得割交付金の交付額 当該市町村を包括する道府県の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る前年度分の事業税の課税標準等の数値並びに前年度の法人事業税交付金の交付額の算定に用いた当該道府県の従業者数及び当該市町村の従業者数 前年度の地方消費税交付金の交付額 当該市町村に所在するゴルフ場の延利用人員 前年度の軽油引取税交付金の交付額 前年度の環境性能割交付金の交付額 前年度の地方揮発油譲与税の譲与額 前年度の特別とん譲与税の譲与額 前年度の石油ガス譲与税の譲与額 前年度の自動車重量譲与税の譲与額 前年度の航空機燃料譲与税の譲与額 前年度の森林環境譲与税の譲与額 国有資産等所在市町村交付金第七条、第八条又は第十条第一項の規定により各省各庁の長又は地方公共団体の長が当該固定資産の所在地の市町村長に通知した固定資産の価格</p>
--	--	--

附 則 抄

（個人の道府県民税及び市町村民税の所得割に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第七条の二 当分の間、指定都市を包括する各道府県に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に第二号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額の百分の二十五に相当する額を加算した額から、第

二号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除した額の百分の二十五に相当する額を控除した額とし、指定都市を包括する道府県以外の各道府県に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる同条の規定による基準財政収入額は、同項の規定により算定した額に同号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額の百分の二十五に相当する額を加算した額とする。

一 各年度の個人の道府県民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 個人の道府県民税の所得割について地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号。附則第七条の四において「平成二十九年地方税法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方税法（次項第二号において「平成二十九年改正前の地方税法」という。）第三十五条の規定の適用があるものとした場合における各年度の個人の道府県民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

三 個人の道府県民税の所得割について地方税法第三十七条の規定の適用がなく、かつ、地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七号）第一条の規定による改正前の地方税法（次項第三号において「平成十八年改正前の地方税法」という。）第三十五条及び第五十条の四の規定の適用があるものとした場合における各年度の個人の道府県民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

2 当分の間、各指定都市に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、第二号に掲げる額が第三号に掲げる額を超える場合には同条第一項の規定により算定した額に第一号に掲げる額から第三号に掲げる額の百分の二十五に相当する額を加算した額とし、同号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合には同項の規定により算定した額から当該超える額の百分の二十五に相当する額を控除した額に、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額の百分の二十五に相当する額を加算した額とし、指定都市以外の各市町村に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる同条の規定による基準財政収入額は、第一号に掲げる額が第三号に掲げる額を超える場合には同項の規定により算定した額に当該超える額の百分の二十五に相当する額を加算した額とし、同号に掲げる額が第一号に掲げる額を超える場合には同項の規定により算定した額から当該超える額の百分の二十五に相当する額を控除した額とする。

一 各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 個人の市町村民税の所得割について平成二十九年改正前の地方税法第三百十四条の三の規定の適用があるものとした場合における各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

三 個人の市町村民税の所得割について地方税法第三百十四条の六の規定の適用がなく、かつ、平成十八年改正前の地方税法附則第四十条第五項の規定により読み替えられた平成十八年改正前の地方税法第三百十四条の三及び第三百二十八条の三の規定の適用があるものとした場合における各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

（地方消費税及び地方消費税交付金に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第七条の三 当分の間、各道府県に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、地方税法第七十二条の百十五第二項に規定する合計額の見込額から同項の規定により当該道府県内の市町村に交付する額の見込額を控除した額の百分の二十五に相当する額を加算した額とする。

2 当分の間、各市町村に対して交付すべき普通交付税の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、地方税法第七十二条の百十五第二項の規定により道府県から交付を受ける額の見込額の百分の二十五に相当する額を加算した額とする。

○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

附 則 抄

（分離課税に係る所得割の指定都市に対する交付）

第七条の四 指定都市の区域を包括する道府県は、当分の間、当該道府県に払い込まれた当該指定都市に係る第五十条の二の規定により課する所得割に係る地方団体の徴収金の額の二分の一に相当する額を、政令で定めるところにより、当該指定都市に対し交付するものとする。

○ 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）（抄）

附 則 抄

（道府県民税に関する経過措置）

第五条（略）

2～6（略）

7 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の市（以下この項において「指定都市」という。）の区域を包括する都道府県は、当該指定都市に係る平成二十八年度分及び平成二十九年度分の道府県民税の所得割（地方税法第五十条の二の規定により課する所得割を除き、附則第一条第三号に掲げる規定による改正前の地方税法第三十五条第一項に規定する標準税率に係る部分に限る。）に係る地方団体の徴収金の額（同年度又は平成三十年度に当該都道府県に払い込まれる収入額のうち、政令で定めるものに限る。）の二分の一に相当する額を、政令で定めるところにより、当該指定都市に対し交付するものとする。

8～13（略）

○ 災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）（抄）

（救助の種類）

第二条 法第四条第一項第十号に規定する救助の種類は、次のとおりとする。

一 死体の搜索及び処理

二 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲)

第四条 法第七条第一項及び第二項に規定する医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、次のとおりとする。

- 一 医師、歯科医師又は薬剤師
- 二 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士
- 三 土木技術者又は建築技術者
- 四 大工、左官又はとび職
- 五 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者
- 六 鉄道事業者及びその従業者
- 七 軌道経営者及びその従業者
- 八 自動車運送事業者及びその従業者
- 九 船舶運送業者及びその従業者
- 十 港湾運送業者及びその従業者

(実費弁償)

第五条 法第七条第五項の規定による実費弁償に関して必要な事項は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。

○ 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）（抄）

※災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和七年法律第 号）による改正後のもの

(救助の対象)

第二条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、この法律に別段の定めがある場合を除き、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市（特別区を含む。以下同じ。）町村（第三項及び第十一条において「災害発生市町村」という。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次条第二項において「指定都市」という。）にあつては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下この条並びに次条第一項及び第二項において同じ。）内において当該災害により被害を受け、現に

救助を必要とする者に対して、これを行う。

2・3 (略)

(救助の種類等)

第四条 第二条第一項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
  - 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
  - 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
  - 四 医療及び助産
  - 五 被災者の救出
  - 六 福祉サービスの提供
  - 七 被災した住宅の応急修理
  - 八 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
  - 九 学用品の給与
  - 十 埋葬
  - 十一 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの
- 2・4 (略)

(従事命令)

第七条 都道府県知事等は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、医療、福祉、土木建築工事又は輸送関係者を、第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、医療、福祉又は土木建築工事関係者を、救助に関する業務に従事させることができる。

2 地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）は、都道府県知事等が第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めて要求したときは、輸送関係者を救助に関する業務に従事させることができる。

3 前二項に規定する医療、福祉、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、政令で定める。

4 (略)

5 第一項又は第二項の規定により救助に従事させる場合においては、その実費を弁償しなければならない。

(協力命令)

第八条 (略)

2 都道府県知事等は、登録被災者援護協力団体（災害対策基本法第二十三条第七項に規定する登録被災者援護協力団体をいう。以下この条及び第三十一条の二において同じ。）を救助に関する業務に協力させることができる。

3 (略)

4 第二項の規定により登録被災者援護協力団体を救助に関する業務に協力させる場合においては、その実費を弁償しなければならない。

(内閣総理大臣の指示)

第十四条 内閣総理大臣は、都道府県知事等が行う救助について、他の都道府県知事等に対し、その応援をすべきことを指示することができる。

○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）

第二十四条の二十六（略）

② 障害児相談支援給付費の額は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助（以下「指定障害児相談支援」という。）に通常要する費用につき、内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定障害児相談支援に要した費用の額）とする。

③～⑦（略）

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）（抄）

(計画相談支援給付費)

第五十一条の十七（略）

2 計画相談支援給付費の額は、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援（以下「指定計画相談支援」という。）に通常要する費用につき、主務大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定計画相談支援に要した費用の額）とする。

3～7（略）

○ 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（抄）

(在職していた局等組織に属する役職員に類する者)

第十二条 法第六条の四第一項の離職前五年間に在職していた局等組織に属する役職員に類する者として政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定めるものとする。

一 再就職者が離職前五年間に国の機関若しくは部局(以下「国の機関等」という。)であつて別表第二の上欄に掲げるものに属する職員であつた場合(再就職者が離職前五年間に当該国の機関等に属する職員であつた場合において、当該国の機関等が所掌していた事務を同欄に掲げる国の機関等が所掌しているときは、当該再就職者が離職前五年間に当該同欄に掲げる国の機関等に属する職員であつたものとみなす。)又は離職前五年間に同欄に掲げる職に就いていた場合(再就職者が離職前五年間に当該職以外の職に就いていた場合において、当該職の職務を同欄に掲げる職に就いている者が担当しているときは、当該再就職者が離職前五年間に当該同欄に掲げる職に就いていたものとみなす。)

二(四) (略)

(部長又は課長の職に準ずる職)

第十三条 法第六条の四第二項の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に準ずる職であつて政令で定めるものは、平成十三年一月六日以降の職については、次に掲げるものとする。

一 国家行政組織法第十八条第三項に規定する次長、同条第四項に規定する職(各庁に置かれるものに限る。)、同法第二十条第三項に規定する職、同法第二十一条第一項に規定する室長、同条第三項に規定する次長並びに同条第四項及び第五項に規定する職

二 内閣審議官及び内閣参事官並びに内閣官房の内閣総務官室に置かれる公文書監理官

三 内閣法制局参事官(内閣法制局設置法(昭和二十七年法律第二百五十二号)第五条第五項の規定に基づき部長に充てられた場合を除く。)、内閣法制局設置法施行令第一条の二第三項に規定する室長、同令第六条第一項の規定に基づき総務主幹に充てられた内閣法制局参事官、同条第六項に規定する課長並びに同令第六条の二第一項に規定する調査官及び公文書監理官

四 人事院の事務総局に置かれる総括審議官、審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、課長及び政策立案参事官並びに人事院の事務総局に置かれていた参事官並びに人事院の事務総局に置かれる各局に置かれ、又は置かれていた職であつて次に掲げるもの

イ 職員福祉局に置かれる次長、職員団体審議官、課長及び参事官(職員団体審議官の下に置かれる参事官を含む。)

ロ 人材局に置かれる審議官、試験審議官、課長、首席試験専門官及び参事官(参事官にあつては、平成二十三年四月一日以降に置かれるものに限る。)並びに同局に置かれていた参事官(平成二十年十二月三十日以前に置かれていたものに限る。)

ハ 給与局に置かれる次長、課長及び参事官

ニ 公平審査局に置かれる審議官、課長及び首席審理官

五 内閣府設置法第十七条第五項に規定する課長及び室長、同条第八項及び第十項に規定する職、同法第六十三条第一項に規定する部長及び課長、同条第三項に規定する次長並びに同条第四項に規定する職

六 宮内庁法第十五条第一項に規定する課長及び同条第四項に規定する職

- 七 公正取引委員会の事務総局に置かれていた審判官及び公正取引委員会の事務総局に置かれる官房又は各局に置かれる職であつて次に掲げるもの
  - イ 官房に置かれる総括審議官、デジタル・国際総括審議官、政策立案総括審議官、審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化参事官及び参事官並びに官房に置かれる課の長
  - ロ 経済取引局に置かれる部及び課の長
  - ハ 審査局に置かれる審査管理官、審査長、訟務官及び特別審査長並びに同局に置かれる部及び課の長
- 八 警察法第二十条第三項に規定する部長、同法第二十六条第二項に規定する課長及び室長、同条第三項に規定する職並びに警察庁の長官官房に置かれる首席監察官
- 九 金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）第二十五条第一項に規定する審判官
- 十 デジタル庁組織令第二条第一項に規定する審議官並びに同令第三条第一項に規定する公文書監理官及び参事官
- 十一 検事長及び検事正
- 十二 原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）第二十七条第六項において準用する国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長、課長及び室長並びに同条第五項に規定する職
- 十三 会計検査院の事務総局に置かれる官房又は各局に置かれ、又は置かれていた職であつて次に掲げるもの
  - イ 官房に置かれる総括審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、審議官、課長、上席検定調査官、上席企画調査官、厚生管理官、上席情報システム調査官、能力開発官及び技術参事官並びに官房に置かれていたサイバーセキュリティ・情報化参事官及び上席情報処理調査官
- ロ 第一局に置かれる課長及び監理官
- ハ 第二局、第三局、第四局及び第五局に置かれる課長、上席調査官及び監理官
- 十四 独立行政法人国立公文書館に置かれる次長、課の長及び統括公文書専門官
- 十五 独立行政法人統計センターに置かれる経営審議役及び独立行政法人統計センターに置かれる部に置かれ、若しくは置かれていた職又は独立行政法人統計センターに置かれていた経営審議室、部若しくは情報技術センターに置かれていた職であつて次に掲げるもの
  - イ 総務部、情報システム部及び統計技術・提供部に置かれる部長及び次長
  - ロ 統計編成部に置かれる部長及び次長並びに同部に置かれていた統計編成統括官、人口・消費統計編成調整官及び経済統計編成調整官
  - ハ 経営審議室に置かれていた経営審議室長
  - ニ 管理部、統計情報・技術部及び統計情報システム部に置かれていた部長及び次長
  - ホ 情報技術センターに置かれていた情報技術センター長
- 十六 独立行政法人造幣局の本局に置かれる部の長及び当該部に置かれる次長
- 十七 独立行政法人国立印刷局の本局に置かれる部の長及び参事並びに当該部に置かれる参事
- 十八 独立行政法人農林水産消費安全技術センターの本部に置かれる情報システム・セキュリティ統括官並びに有害物質等分析調査統括チーム

及び部の長

十九 独立行政法人製品評価技術基盤機構に置かれる参与及び技監並びにその本部組織に置かれる部の長

二十 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の本部に置かれる部の長及び評価・監査役

2 法第六十条の四第二項の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に準ずる職であつて政令で定めるものは、平成十三年一月五日以前の職については、次に掲げるものとする。

一 旧国家行政組織法第十七条の二第三項に規定する次長、同条第四項に規定する職（法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められていた庁以外の各庁に置かれていたものに限る。）、旧国家行政組織法第十九条第一項に規定する部長（宮内庁の部長を除く。）、課長及び室長、同条第二項に規定する次長並びに同条第三項に規定する職

二 内閣参事官（中央省庁等改革のための内閣関係政令等の整備に関する政令（平成十二年政令第三百三三号）第二条の規定による改正前の内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号。以下この号及び第十五条第二項第二号において「旧内閣官房組織令」という。）第九条第三項の規定に基づき首席内閣参事官に命ぜられていた場合を除く。）、内閣審議官（旧内閣官房組織令第十条第二項の規定に基づき室長に命ぜられていた場合を除く。）及び内閣調査官（旧内閣官房組織令第十二条第二項の規定に基づき室長に命ぜられていた場合を除く。）、

三 内閣法制局参事官（内閣法制局設置法第五条第五項の規定に基づき部長に充てられていた場合を除く。）、内閣法制局設置法施行令第一条の二第三項に規定する室長、同令第六条第一項の規定に基づき総務主幹に充てられていた内閣法制局事務官、同条第六項に規定する課長及び同令第六条の二第一項に規定する調査官

四 人事院の事務総局に置かれていた各局に置かれていた職であつて次に掲げるもの

イ 管理局に置かれていた総務審議官、審議官、職員団体審議官、課長及び参事官並びに同局に置かれていた研修審議室及び高齢対策室に置かれていた室長及び参事官

ロ 任用局に置かれていた審議官、試験審議官、課長、参事官及び首席試験専門官

ハ 給与局に置かれていた次長、課長及び参事官

ニ 公平局に置かれていた審議官、課長及び首席審理官

ホ 職員局に置かれていた審議官、課長及び参事官

五 公正取引委員会の事務総局に置かれていた審判官及び公正取引委員会の事務総局に置かれていた官房又は各局に置かれていた職であつて次に掲げるもの

イ 官房に置かれていた審議官、課長及び参事官

ロ 経済取引局に置かれていた部長及び課長

ハ 審査局に置かれていた部長、課長、審査長及び特別審査長

六 警察法第二十条第三項に規定する部長、同法第二十六条第二項に規定する課長及び室長、同条第三項に規定する職並びに警察庁の長官官房に置かれていた首席監察官

七 検事長及び検事正

八 会計検査院の事務総局に置かれていた官房に置かれていた総務審議官、審議官、課長、上席検定調査官、上席審議室調査官、厚生管理官、上席情報処理調査官、研修官及び技術参事官並びに会計検査院の事務総局に置かれていた各局に置かれていた課長及び上席調査官

(部課長等の職に就いていた時に在職していた局等組織に属する役職員に類する者)

第十四条 法第六十六条の四第二項の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長若しくは課長の職又は前条で定める職(以下この条において「部課長等の職」という。)に就いていた時に在職していた局等組織に属する役職員に類する者として政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定めるものとする。

一 再就職者が離職した日の五年前より前に部課長等の職に就いていた時に国の機関等であつて別表第二の上欄に掲げるものに属する職員であつた場合(再就職者が離職した日の五年前より前に部課長等の職に就いていた時に当該国の機関等以外の国の機関等に属する職員であつた場合において、当該国の機関等が所掌していた事務を同欄に掲げる国の機関等が所掌しているときは、当該再就職者が離職した日の五年前より前に部課長等の職に就いていた時に当該同欄に掲げる国の機関等に属する職員であつたものとみなす。)又は離職した日の五年前より前に同欄に掲げる職に就いていた場合(再就職者が離職した日の五年前より前に当該職以外の職に就いていた場合において、当該職の職務を同欄に掲げる職に就いている者が担当しているときは、当該再就職者が離職した日の五年前より前に当該同欄に掲げる職に就いていたものとみなす。) 同表の当該国の機関等又は当該職の項下欄に掲げるもの

二 四 (略)

(長官、事務次官、事務局長又は局長の職に準ずる職)

第十五条 法第六十六条の四第三項の国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官又は同法第二十一条第一項に規定する事務局長若しくは局長の職に準ずる職であつて政令で定めるものは、平成十三年一月六日以降の職については、次に掲げるものとする。

一 四 (略)

五 内閣府の事務次官、内閣府審議官、内閣府設置法第十七条第一項に規定する職、同条第五項に規定する局長、同条第六項に規定する官房の長、同法第六十一条第一項に規定する次長、同条第二項に規定する職、同法第六十二条第一項に規定する職、同法第六十三条第一項に規定する事務局長及び局長並びに同条第二項に規定する官房の長並びに国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)第五十条第十項に規定する事務局長及び日本学術会議法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第十六条第二項に規定する局長

六 十八 (略)

2 (略)

別表第二(第十二条、第十四条関係)

(略)

(略)

内閣府本府

内閣府の事務次官

内閣府審議官

○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）

（再就職者による依頼等の規制）

第六十六条の四 職員であつた者であつて離職後に営利企業等の地位に就いている者（退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続き退職手当通算法人の地位に就いている者（以下「退職手当通算離職者」という。）を除く。以下「再就職者」という。）は、離職前五年間に在職していた局等組織に属する役員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、国、行政執行法人若しくは都道府県と当該営利企業等若しくはその子法人との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分に関する事務（以下「契約等事務」という。）であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

② 前項の規定によるもののほか、再就職者のうち、国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長若しくは課長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに、離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた局等組織に属する役員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

③ 前二項の規定によるもののほか、再就職者のうち、国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官、同法第二十一条第一項に規定する事務局長若しくは局長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、行政執行法人若しくは都道府県警察（以下「局長等」としての在職機関」という。）に属する役員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて局長等としての在職機関の所掌に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

④～⑨ (略)

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

第六条 委員会の長は、委員長とし、庁の長は、長官とする。

（事務次官及び庁の次長等）

第十八条 各省には、事務次官一人を置く。

2～4 (略)

(内部部局の職)

第二十一条 委員会の事務局並びに局、部、課及び課に準ずる室に、それぞれ事務局長並びに局長、部長、課長及び室長を置く。  
2～5 (略)

○ 内閣府設置法 (平成十一年法律第八十九号) (抄)

(内部部局等)

第十七条 本府には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局並びにこれらの所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で局長に準ずるものを置く。

2 前項の官房又は局には、特に必要がある場合においては、部を置くことができる。

3 (略)

4 第一項の官房及び局並びに第二項の部には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

5 第一項の局、第二項の部並びに前項の課及びこれに準ずる室に、それぞれ局長、部長、課長及び室長を置く。

6 第一項の官房には、長を置くことができるものとし、その設置及び職務は、政令で定める。

7～10 (略)

(委員会の内部部局)

第五十二条 (略)

2 前項の事務局には、当該事務局の事務を遂行するため、官房及び部を置くことができる。

3 第一項の事務局並びに前項の官房及び部には、課及びこれに準ずる室を置くことができる。

4・5 (略)

(庁の内部部局)

第五十三条 庁には、その所掌事務を遂行するため、官房及び部を置くことができる。

2 前項の規定にかかわらず、法律で特命担当大臣をもってその所掌事務の全部を掌理させるものと定められている庁のうち別に法律で定めるものには、当該法律の定める数の範囲内において、官房及び局を置くことができる。

- 3 前項の官房又は局には、特に必要がある場合においては、部を置くことができる。
- 4 (略)

- 5 庁、第一項及び第二項の官房、同項の局並びに第一項及び第三項の部には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

(庁の次長等)

- 第六十一条 各庁には、特に必要がある場合においては、その庁の長である長官を助け、庁務を整理する職として次長を置くことができるものとし、その設置及び定数は、政令で定める。
- 2 各庁には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

(官房及び局の所掌に属しない事務をつかさどる職等)

- 第六十二条 第五十三条第二項の規定により官房又は局を置く各庁には、特に必要がある場合においては、官房及び局の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で局長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。
- 2・3 (略)

(内部部局の職)

- 第六十三条 委員会の事務局並びに第五十三条第二項の局（以下この条において「局」という。）、第五十二条第二項並びに第五十三条第一項及び第三項の部（以下この条において「部」という。）並びに第五十二条第三項及び第五十三条第五項の課及びこれに準ずる室（以下この条において「課及びこれに準ずる室」という。）に、それぞれ事務局長並びに局長、部長、課長及び室長を置く。

- 2 第五十二条第二項並びに第五十三条第一項及び第二項の官房（以下この条において「官房」という。）には、長を置くことができるものとし、その設置及び職務は、政令で定める。

- 3・4 (略)

- 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）（抄）

(組織)

- 第五条 (略)
- 2・9 (略)

10 事務局に、事務局長その他の職員を置く。  
11・12 (略)

○ 日本学術会議法(昭和二十三年法律第二百一十一号) (抄)

第十六条 (略)

2 事務局に、局長その他所要の職員を置く。

3 (略)